2

第百十四条の十六の三第二項各号列記以外の部分	ならない	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十六第二項各号列記以外の部分	［略］	ならない。ただし、存続組合が第五項の規定により当該これらの書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］	［略］	［略］
［略］	［項を削る。］	［略］
［略］	［略］	［略］

2

第百十四条の十六の三第二項各号列記以外の部分	ならない	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二十六第二項各号列記以外の部分	［同上］	ならない。ただし、存続組合が第五項の規定により当該これらの書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三十一第二項	ならない	ならない。ただし、存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三十二の十三第二項	ならない	ならない。ただし、存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［同上］	［同上］	［同上］

［略］

［同上］